

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 工事請負契約指名停止等措置要領

昭和59年7月2日
59農会第1391号
農林水産技術会議事務局長名

(目的)

第1条 この要領は、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（以下「連携支援センター」という。）における工事の請負契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項を定め、もってその取扱いを明確にし、適切な運用を図ることを目的とする。

(指名停止)

第2条 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長（以下「連携支援センター長」という。）は、有資格者（連携支援センターにおいて定める契約に係る競争参加資格の審査を受け、当該資格を有する者として連携支援センターから認められているものをいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長（以下「支出負担行為担当官筑波産学連携支援センター長」という。）は、連携支援センター長が指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。

3 支出負担行為担当官筑波産学連携支援センター長は、現に指名競争参加者として指名している有資格者が指名停止となったときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 連携支援センター長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 連携支援センター長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 連携支援センター長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間

を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2の第12号に掲げる措置要件に該当することとなったときは2.5倍）とする。

一 別表第1の各号又は別表第2の各号に掲げるいずれかの措置要件に該当して指名停止となり、当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表第1の各号又は別表第2の各号のいずれかの措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2の第1号から第4号まで又は第5号から第12号までに掲げるいずれかの措置要件に該当して指名停止となり、当該指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表の第1号から第4号まで又は第5号から第12号までに掲げるいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 連携支援センター長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 連携支援センター長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合にあっては、36カ月）まで延長することができる。

5 連携支援センター長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2の第12号に掲げる措置要件に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

6 連携支援センター長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5条 連携支援センター長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行

為により次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2の第6号、第9号、第11号又は第12号に掲げるいずれかの措置要件に該当したとき（それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に掲げる措置要件に該当したときは、2.5倍）の期間
- 二 別表第2の第5号から第12号までに掲げるいずれかの措置要件に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになった場合（前号に掲げる場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2の第12号に掲げる措置要件に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間
- 三 別表第2の第5号から第7号まで又は第12号に掲げるいずれかの措置要件に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があつた場合（前2号に掲げる場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2の第12号に掲げる措置要件に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2の第5号から第7号まで又は第12号に掲げるいずれかの措置要件に該当する有資格者に悪質な事由がある場合（前各号の規定に該当することとなつた場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2の第12号に掲げる措置要件に該当する有資格者にあつては、1.5カ月）を加算した期間
- 五 農林水産省又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2の第8号から第12号までに掲げるいずれかの措置要件に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2の第12号に掲げる措置要件に該当する有資格者にあつては、1.5カ月）を加算した期間

（指名停止の措置対象区域の特例）

第6条 連携支援センター長は、有資格者が別表第1の第6号又は第8号に掲げる措置要件に該当する場合において、当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、管轄する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 連携支援センター長は、別表第1の第6号又は第8号に掲げる措置要件に該当して指

名停止となり、当該指名停止の期間中にある有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第7条 連携支援センター長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項若しくは前条第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、それぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 支出負担行為担当官筑波産学連携支援センター長は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中にある有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 支出負担行為担当官筑波産学連携支援センター長は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に規定する場合には、あらかじめ連携支援センター長の承認を受けて指名停止の期間中にある有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 連携支援センター長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第4号により農林水産技術会議事務局長に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第9条 支出負担行為担当官筑波産学連携支援センター長は、指名停止の期間中にある有資格者が支出負担行為担当官筑波産学連携支援センター長の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第10条 連携支援センター長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項若しくは第6条第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号又は別紙様式第7号により、農林水産技術会議事務局長に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 連携支援センター長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他の細部事項)

第12条 この規則に定めるもののほか、工事の請負契約に係る指名停止の措置等に関し

必要ない事項は、連携支援センター長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 23 日付け 22 農会筑第 421 号）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 18 日付け 27 農会筑第 421 号）

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 27 年 9 月 30 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条第1項関係）

管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 連携支援センターの発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>二 連携支援センターと締結した請負契約に係る工事（以下「連携支援センター発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>三 茨城県及び茨城県に隣接する都道府県の区域（以下「管轄区域」という。）内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>四 第2号に掲げる場合のほか、連携支援センター発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>五 連携支援センター発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>六 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>七 連携支援センター発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>八 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>

別表第2（第2条第1項関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>一 次のイ、ロ又はハに掲げる者が連携支援センターの職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人で、ロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p>
<p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる者が連携支援センターの職員以外の農林水産省の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる者が管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>四 次のイ又はロに掲げる者が管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>五 管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>六 次のイ又はロに掲げる機関が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 連携支援センター</p> <p>ロ 連携支援センター以外の農林水産省の機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上9カ月以内</p>

<p>七 管轄区域外において、他の公共機関が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p>	
<p>八 次のイ又はロに掲げる機関が締結した請負契約に係る工事に、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 管轄区域内の他の公共機関</p>	<p>2カ月以上12カ月以内</p>
<p>ロ 管轄区域外の他の公共機関</p>	<p>1カ月以上12カ月以内</p>
<p>九 次のイ又はロに掲げる機関が締結した請負契約に係る工事に、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 連携支援センター</p>	<p>3カ月以上12カ月以内</p>
<p>ロ 連携支援センター以外の農林水産省の機関</p>	<p>2カ月以上12カ月以内</p>
<p>十 他の公共機関が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p>
<p>十一 連携支援センター又は連携支援センター以外の農林水産省の機関が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p>	
<p>十二 連携支援センター若しくは連携支援センター以外の農林水産省の機関又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上36カ月以内</p>
<p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p>	
<p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>（建設業法違反行為）</p>	
<p>十三 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、建設</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>十四 次のイ又はロに掲げる機関が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。 イ 連携支援センター ロ 連携支援センター以外の農林水産省の機関</p>	<p>当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為） 十五 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>十六 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が（の） ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年3月16日付け18経第1842号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、平成〇年〇月〇日までに〔担当課名〕にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域） ③
- 2 指名停止の理由 ④

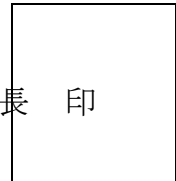
（備考）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第7条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期並びに措置対象区域を記載する。
また、措置対象区域は、別表第1の第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印



指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 〃 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 措置対象区域は、第6条第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印



指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 〃 の指名停止を行
った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知す
る。

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第4号（第8条第3項関係）

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印



指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工 事 名	
施 工 場 所	
工 事 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契約予定年月日及び予定工期	

上記の工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理 由

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印

指 名 停 止 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録工事種別、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

（備考）

- 1 措置対象区域は、別表第1の第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印



指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって
指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名
停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

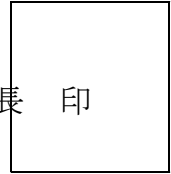
- 1 措置対象区域は、第6条第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第7号（第10条関係）

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 印



指 名 停 止 解 除 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって
指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該
指名停止を解除したので報告する。

記

理 由

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。